

障害者総合支援法に基づく補装具の借受けについて

○借受けの対象者及び対象補装具

(1) 借受けの対象者

「借受けによることが適当である場合」として①～③のとおり規定。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(2) 借受けの対象補装具（特例補装具を除く）

- ① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③ 歩行器
- ④ 座位保持椅子

上記（1）①～③の場合と、対応する種目・品目に対して想定される対象者の要件等を整理すると下表のようになります。

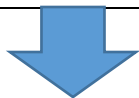
想定される対象者の要件

＜補装具費支給事務ガイドブックより＞

場合	種目・品目	想定される対象者の要件	備考
身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・座位保持装置 ・構造フレーム ・歩行器 ・座位保持椅子 	成長に伴い体格の変化が著しく、種目の耐用年数の期間にわたり継続して利用できないことが想定される児童	パッド、ベルト類など個別に作成が必要な部分は購入と組み合わせることを可能とする
障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者用意思伝達装置（本体） 	障害の進行に伴い、名称・基本構造の変更、短期間の使用が想定される者 言語発達の成長に合わせて名称・基本構造の変更が想定される児童	重度障害者用意思伝達装置入力装置（スイッチ）など個別に必要な部分は購入と組み合わせることを可能とする
補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要である	義肢、装具、座位保持装置の完成用部品	複数の部品を比較検討し、使用可能なのか使用効果があるのかなどの検討が必要な者	使用効果を比較検討した結果、最も適切な部品を購入すること

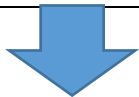
○申請から決定まで（※判定は18歳以上の身体障がい者のみ）

相談・確認	お住いの区福祉・介護保険課障がい者福祉係（以下、「区役所」といいます。）に、事前に相談をしてください。（手続きは補装具によって、来所判定・書類判定・判定不要に分かれています。）
-------	--



※以下は、書類判定の例です。

作成依頼	医師に「意見書・処方箋」の作成を依頼し、その「意見書・処方箋」を、補装具業者に提示し見積書の作成を依頼してください。
------	--



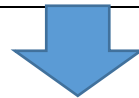
申請	<p>必要な書類を揃えて、区役所に提出してください。</p> <p>必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補装具費支給申請書 <input type="checkbox"/> 医師の意見書・処方箋（来所判定でない場合に必要です。補装具ごとに様式が異なります） <input type="checkbox"/> 希望する補装具の見積書（来所判定でない場合に必要です） <input type="checkbox"/> 税額を証明する資料（福岡市で税額が確認できない方のみ） <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 （もしくは難病患者等であることを証明するもの） <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
----	--



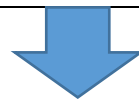
判定	区役所が障がい者更生相談所へ書類を送付し、障がい者更生相談所で書類判定を行います。
----	---



通知・給付券送付	<p>障がい者更生相談所の判定結果を基に、区役所が決定通知および支給券を送付いたします。</p> <p>※支給券は初月、中間月、最終月の種類があり、1ヶ月ごとに1枚交付します。</p>
----------	--



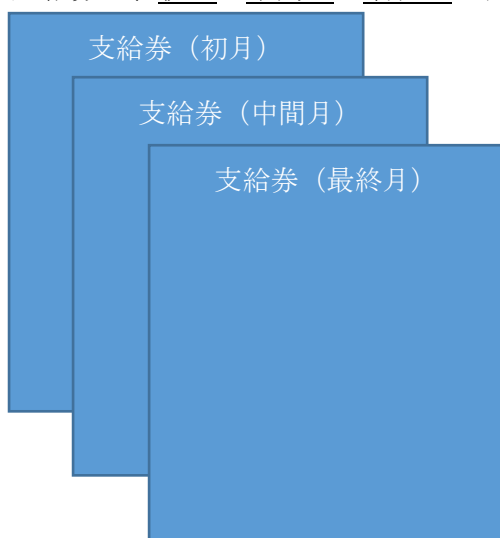
業者へ掲示	支給券が届きましたら、補装具業者に連絡し、券を掲示してください。それを基に業者から補装具を借受けします。
-------	--



負担金支払	補装具を借受け後、個人負担金（基準額を超えた場合は、超えた分）を業者にお支払いください。
-------	--

○借受けの支給券について

支給券は、初月・中間月・最終月と種類が異なりますのでご注意ください。



(初 月)

借受けを開始する最初の月
判定検査欄・受領欄があります。

(中間月)

借受けを継続している中間の月

(最終月)

借受けを終了する最後の月
返却確認欄があります。

ひと月ごとに支給券を交付しますので、
例えば借受け期間が 2/1～翌年 1/31 の場合は、

(初 月) 2月分 1枚

(中間月) 3月分～12月分 10枚

(最終月) 翌年1月分 1枚 となります。

☆注意☆

借受けを中断した場合、支給券を差し替えますので、必ず区役所へご連絡ください。

○借受け費用の請求方法について

支給券記載の公費負担額が、福岡市より給付される金額になります。

<業者から請求を行う場合(代理受領契約)>

補装具を借受けしている業者へ、到来した月以降の支給券と代理受領に係る補装具費支払請求書(兼請求及び受領に関する委任状)をお渡しください。

※現在月、未到来月の分については、紛失に気をつけてお手元に保管してください。

※代理受領契約による請求が可能な業者は、補装具費代理受領契約業者(借受け)のみです。詳細は福岡市ホームページにて確認するか、区役所にお問い合わせください。

業者より福岡市に請求があった後、公費負担額記載の金額を業者に支給します。

<給付を受ける本人より請求を行う場合>

補装具を借受けしている業者に、公費負担額を含めた借受け費用をすべて支払い、後日区役所にて公費負担額の償還払い手続きを行います。下記書類を区役所窓口までご提出いただくか、郵送にてお送りください。

は区役所窓口にお越しなるときに必要です。

■到来した月以降の支給券

■到来した月以降の領収書の写し(領収書は借受け補装具業者発行のもの)

■補装具費支払請求書

■請求書(福岡市様式)

} 福岡市ホームページからダウンロードできます。

■振込先の口座番号が記載されている通帳の写し

身体障がい者手帳(もしくは難病患者等であることを証明するもの)